

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
管理者 各位

旭川市長 今 津 寛 介
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部介護保険課担当)
(福祉保険部指導監査課担当)

旭川市ケアマネジメント基本方針に関する Q&A の更新について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日付け旭長社第 8 1 9 号「旭川市におけるケアマネジメント基本方針の一部変更について」において、当該方針の変更を行ったところですが、これに伴い旭川市のホームページに掲載している「旭川市ケアマネジメント基本方針に関する Q&A」の内容を更新しましたので、お知らせいたします。

1 旭川市ケアマネジメント Q&A

以下のホームページに掲載しております。

○ 掲載 URL

「旭川市ケアマネジメント基本方針の策定について」

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sidoujyogenyobou/d075262.html>

2 備考

ケアプランの目標は、利用者の課題を解決するための適切な期間を設定する必要がありますが、解決すべき課題の達成は、段階的に行われると考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となります。

長期間にわたって漫然とした支援とならないよう、計画的に支援し、段階的に目標の達成状況を評価していくための期間設定が必要です。

この期間は、長期間よりも短期間のほうがより具体的で達成可能な目標を立てやすく、達成を繰り返すことで、利用者の意欲向上にもつながるため、短期間での期間設定が望ましいことは、更新前も後も変わりはなく、例えば介護予防サービス・支援計画書において、目標期間を本人の状況にかかわらず、すべて 1 2 か月とすることがないよう御留意ください。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

担当 星，伊藤

電話 2 5 - 5 2 7 3